

生食輸発0411第1号  
平成28年4月11日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部  
監視安全課輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(スペイン産非加熱食肉製品)

標記については、平成28年3月31日付け生食輸発0331第1号（最終改正：平成28年4月4日付け生食輸発0404第1号）によりお知らせしたところです。

同通知別表7に掲げる製造者のうち、下記製造者の衛生管理について、スペイン政府より報告があり、リステリア・モノサイトゲネスに係る管理体制について確認できたことから、当該製造者において製造された非加熱食肉製品については検査命令を解除することとし、同通知の別表7を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願ひします。

記

施設番号：10.09362/BA

製造者名：MONTESANO EXTREMADURA, S.A.